

医政発0917第15号  
平成22年9月17日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

「診療情報の提供等に関する指針」の一部改正について

今般、「診療情報の提供等に関する指針」（平成15年9月12日付け医政発第0912001号「診療情報の提供等に関する指針の策定について」の別添）の一部を別紙のとおり改正することとした。貴職においては、改正の内容について御了知の上、貴管内の医療機関等に対して周知方お願ひする。



○「診療情報の提供等に関する指針について」の一部改正に係る新旧対照表

新	旧
(別添)	(別添)
1～6 (略)	1～6 (略)
7 診療記録の開示	7 診療記録の開示
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 診療記録の開示に関する手続き	(3) 診療記録の開示に関する手続き
○ 医療機関の管理者は、以下を参考にして、診療記録の開示手続を定めなければならない。	○ 医療機関の管理者は、以下を参考にして、診療記録の開示手続を定めなければならない。
① 診療記録の開示を求めようとする者は、医療機関の管理者が定めた方 式に従って、医療機関の管理者に対して申し立てる。なお、申立ての方 式は書面による申立てとすることが望ましいが、患者等の自由な申立て を阻害しないため、開示等の求めに係る申立て書面に理由欄を設けるこ となどにより申立ての理由の記載を要求すること、申立ての理由を尋ね ることとは不適切である。	① 診療記録の開示を求めようとする者は、医療機関の管理者が定めた 方式に従って、医療機関の管理者に対して申し立てる。なお、申立て の方式は書面による申立てとすることが望ましいが、患者等の自由な 申立てを阻害しないため、申立ての理由の記載を要求することは不適 切である。
②・③ (略)	②・③ (略)
(4) 診療録の開示に要する費用	(4) 診療録の開示に要する費用
○ 医療機関の管理者は、申立人から、診療録の開示に要する費用を徴収す ることができる。 <u>その費用は、実費を勘案して合理的であると認められる</u> <u>範囲内の額としなければならない。</u>	○ 医療機関の管理者は、申立人から、診療録の開示に要する費用を徴収す ることができる。